

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、観音寺市豊田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）栗屋地区）を行うことについて令和6年6月27日認可した。

令和6年7月5日

香川県知事 池 田 豊 人